

千葉県告示第315号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により使用料徴収事務を委託した相手方の名称が変更されたので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 変更前の相手方の名称

千葉市中央区千葉寺町1208番地2  
社会福祉法人千葉市社会福祉事業団  
理事長 竹川 幸夫

2 変更後の相手方の名称

千葉市中央区千葉寺町1208番地2  
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会  
会長 竹川 幸夫

3 委託施設

- ① 千葉市中央いきいきプラザ
- ② 千葉市花見川いきいきプラザ
- ③ 千葉市稲毛いきいきプラザ
- ④ 千葉市若葉いきいきプラザ
- ⑤ 千葉市緑いきいきプラザ
- ⑥ 千葉市美浜いきいきプラザ